

児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 組合が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託(以下「建設工事等」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(競争入札参加の制限)

第2条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び同令第167条の11第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡(法人においては解散)したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名は、これを取り消す。

第3条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかったとき。
- (6) この条(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第4条 競争入札の参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 児玉郡市内で工事故を起こしたとき。

第5条 児玉郡市広域市町村圏組合建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成19年児玉郡市広域市町村圏組合告示第5号。以下「指名停止要綱」という。)別表第1又は別表第2の各号のいずれかに該当し、指名停止の措置を受けている者は、同要綱の規定により措置された期間、競争入札に参加することができない。なお、一般競争入札の告示日から入札日までの期間に同要綱による指名停止の措置を受けた場合も競争入札に参加することができない。

2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、指名停止要綱により指名停止の措置を受けた場合又は国若しくは他の公共団体から指名停止の措置を受けた場合は、当該入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

第6条 児玉郡市広域市町村圏組合建設工事等暴力団排除措置取扱要領(以下「暴力団排除要領」という。)別表の各号のいずれかに該当し、指名除外の措置を受けている者は、同要領の規定により措置された期間、競争入札に参加することができない。なお、一般競争入札の告示日から入札日までの期間に同要領による指名除外の措置を受けた場合も競争入札に参加することができない。

2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、暴力団排除要領により指名除外の措置を受けた場合又は国若しくは他の公共団体から指名除外の措置を受けた場合は、当該入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

(入札)

第7条 入札参加者は、児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款(平成9年児玉郡市広域市町村圏組合告示第9号。業務委託の場合は児玉郡市広域市町村圏組合業務委託契約約款(平成20年児玉郡市広域市町村圏組合告示第10号))、仕様書(現場説明書及び質疑応答書(様式第1号)を含む。)、図面、当該心得及び公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、質疑応答書により説明を求めることができる。

2 入札は、公告又は指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の、入札参加は認められない。

3 入札参加者は、入札書(様式第2号～第4号)に必要な事項を記載し、記名押印し、これを封書にして密封の上、入札箱に投入しなければならない。

4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、公告又は指名通知において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に入札委任状(様式第5号)を提出させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

7 入札者は、1入札参加者について1人限りとし、入札室に立ち入る者も原則として同様とする。

(入札の辞退)

第8条 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第6号)を直接持参して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

第10条 入札参加者は、誓約書(様式第7号)及び入札金額積算内訳書(様式第8号から第11号)を提出するものとする。

(入札書の書換等の禁止)

第11条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。

2 入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめる。

3 入札において、当該入札に疑義があり、公正な入札執行ができないと認められるときは、当該入札の執行を取りやめる。
(談合情報への対応)

第13条 入札参加者の談合等の不正行為に関する情報があった場合、児玉郡市広域市町村圏組合談合情報対応要領(平成20年児玉郡市広域市町村圏組合告示第11号)により処理するものとする。

(開札)

第14条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者(最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者)とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

3 第18条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第19条第1項及び第2項の調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

4 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書(様式第12号)又は免税事業者届出書(様式第13号)を提出しなければならない。この場合において、共同企業体については、構成員それぞれこの届出書を提出しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第18条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札(以下「低価格入札」という。)があるときは、落札者の決定を保留して、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内に入札(低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。)の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札者にまず順序を決定するくじを引く順位を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前条第2項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

(低価格入札の調査)

第19条 前条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次の各号のいずれかに該当しないか調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (2) 当該入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるおそれがあるとして著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。

3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札(同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの)をした者を落札者とする。

4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

(入札回数)

第20条 入札回数は、3回とする。

(不調時の取扱い)

第21条 落札者がいないときは、入札を打ち切り、再度公告又は当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付する。ただし、管理者が認めるときは、この限りではない。

(契約書類の提出)

第22条 落札者は、第16条の通知を受けた日から5日以内に、契約書(案)に記名押印の上、児玉郡市広域市町村圏組合建設工事請負契約約款(児玉郡市広域市町村圏組合業務委託契約約款)、仕様書、図面(以下これらの仕様書及び図面を「設計図書」という。)及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第23条 契約は、管理者と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(組合議会の議決を要する契約)

第24条 児玉郡市広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年児玉郡市広域市町村圏組合条例第23号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、組合議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した建設工事請負仮契約書を取りかわすものとする。

(異議の申立て)

第25条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書(案)、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第26条 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約(第19条第3項により契約を締結する場合も含む。)を締結しようとする日の1年7月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受審していなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月4日告示第18号)
この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年10月1日告示第21号)
この告示は、令和元年10月1日から施行する。